

平成27年1月7日

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目3番1号

学校法人モード学園 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネット

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0002 名古屋市中区丸の内

三

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成26年8月19日付申入書に対し、ご回答いただき、また、貴法人名古屋医専ホームページの表記を修正していただきありがとうございました。

さて、貴法人からいただきました平成26年9月19日付回答書をふまえて、別紙のとおり問い合わせ及び申し入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴法人の見解や対応につき、平成27年2月10日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校における入学辞退者に対する学費返還に関する定めについて

専願での一般入試、AO入試、推薦入試についても、一定の時期までに入学辞退した者に対しては学費を返還する定めとすることを求めます。

第2 申入れの理由

当団体からの平成26年8月19日付申入書では、貴法人が運営する首都医校、大阪医専、名古屋モード学園、東京モード学園、大阪モード学園、HAL東京、HAL名古屋、HAL大阪、HALパリ校が、入学辞退者に対し原則として学費の返還を認めないままにしていることは、消費者契約法9条1号に反するため、原則として学費の返還を認める定めとするよう求めました。

これに対し、貴法人からは、「募集活動は各学校判断のため、申入書は各学校に送付する」とのご回答がありました。

つきましては、各学校に送付後、検討された結果をご回答いただきますようお願い致します。

なお、貴法人の上記回答は、当団体からの申入れに対しては、各学校がそれぞれ窓口となって回答するという趣旨にも読めます。

しかしながら、各学校を運営しているのは貴法人ですから、上記各校の運営については、貴法人が判断されるべき事柄ですので、貴法人として回答されるべきです。

さらにいえば、学費を返金するかどうかは、募集活動そのものに関わりがありません。

従いまして、貴法人として、学費返還について、上記各校の定め及び各校ホームページの記載をどうされるのか明確にご回答いただきますようお願い致します。

以上